

よりよいまちづくりのために あなたの意見を聴かせてください



市では、市民の皆さんとの協働のまちづくりを進めるため、「市長へのはがき」や「市長へのメール」などにより、市政へのご意見をお聴きしています。市政運営に関する建設的な提言をお寄せください。

【問い合わせ】本館地域づくり課(☎41-3514)

市長へのはがき

専用はがきなどに意見などを記入し、郵便ポストまたは投書箱に投函してください。専用はがきは切手不要です。

■専用はがきの配布場所

市役所本庁(本館・新館)、各総合支所、花巻保健センター、各図書館、各振興センター、まなび学園、石鳥谷生涯学習会館、花巻市交流会館、なはんプラザ、市内の各郵便局

■投書箱の設置場所

市役所本庁(本館)、各総合支所

市長へのメール

市ホームページの専用フォームに意見などを入力し、メール送信してください。「暮らし・行政」ページの下部にある「花巻市の市政」から「市長へのメール」を選択すると、専用フォームが開きます。



市長へのはがきやメールには、住所、氏名(フルネーム)、電話番号、メールアドレス(市長へのメールの場合)が書かれている場合に、回答を送付しています。**次に該当するものなど、回答できないものもあります**▶特定の個人などを侮辱したり、誹謗中傷する内容のもの▶隣家とのトラブルなど、個人のトラブルに関するもの▶同一の人や団体などから、繰り返し同じ内容が投稿されたもの▶単なる個人の感情の表明であるもの一など
※詳しくは市ホームページをご覧ください



次の方法でも市民の皆さんからの意見や提案をお聴きしています

- 市政懇談会…コミュニティ地区ごとに、市長または副市長と市の職員が市民の皆さんと懇談します。開催日は広報はなまきなどでお知らせします。
- 市長との対話…市長が市民の皆さんとまちづくりについて対話します。市役所本庁(本館)と各総合支所が会場で、予約が必要です。開催日は広報はなまきなどでお知らせします。
- まちづくり懇談会…市内の公共的団体を対象に、まちづくりへの意見や課題などについて懇談します。
- 要望・陳情の受付…市民の皆さんや各種団体から市政への要望や陳情を受け付けています。

市政懇談会と市長との対話の4月開催分は、20ページをご覧ください



市民と市との協働によるまちづくり

市では、花巻市まちづくり基本条例に基づき策定した「市民と市との協働指針」により、協働のまちづくりに取り組んでいます。市民と市が共通の課題や目的を持ってまちづくりに取り組むことで、地域の課題解決やにぎわいの創出、市民活動団体などの活性化にもつながります。



【問い合わせ】本館地域づくり課(☎41-3514)

協働ってどんなこと?

市民(個人、地域団体、市民活動団体、事業者、学校など)と市が、互いの特性を認識・尊重し合いながら、共通の課題の解決や目標の達成に向けて、それぞれの役割と責務をもって、協力し行動することをいいます。

協働は目的ではなく、事業や課題解決のための手段の一つです

協働の六つの手段

協働を行う場合は、事業の目的や内容に応じて適切な手段を選択することが大切です。市では、次の六つの手段で協働を進めています。

- ①共催 市民と市が共に主催者となり、事業を行う
- ②実行委員会・協議会 市を含めた複数の主体が組織をつくり、主催者として事業を行う
- ③事業協力・協定 市民と市が目標や役

割分担を取り決め、協力して事業を実施する

- ④後援・協賛 協働相手が行う公共的・公益的な事業に対し、市が名義使用を認め支援する
- ⑤補助・助成 市民が主体的に行う公益的な事業に対し、市が財政的な支援を行う
- ⑥委託 市が行う事業をより効果的に実施するため、課題を共有する様々な主体に、その実施を契約により委ねる

■協働の取り組み件数

令和4年度～6年度の協働の件数は次のとおりです。詳しくは市ホームページをご覧ください。



	6年度	5年度	4年度
①共催	24件	26件	15件
②実行委員会・協議会	30件	24件	18件
③事業協力・協定	52件	47件	43件
④後援・協賛	277件	293件	260件
⑤補助・助成	56件	59件	54件
⑥委託	144件	127件	132件
合計	583件	576件	522件

市民団体等の活動を応援します～市民団体活動支援事業補助金～



まずは
ご相談
ください

- 対象 市内を拠点に活動する共通の目的をもった市民で構成する団体など
- 対象となる事業 市民団体などが自ら実施し、市内の広い範囲に受益がおよぶ新たな取り組みで、営利を目的としない事業
- ※政治・宗教・営利団体の活動および他の補助金などを受けて行う事業は対象外
- 補助金額 対象経費の3分の2(上限30万円)
- 申請受付期間 4月1日(水)～令和9年1月29日(金)
- ※先着順で審査・決定し、本事業の予算額に達した時点で締め切り
- 問い合わせ・申請 本館地域づくり課(☎41-3514)

